社 長 のためのお勉 強

平成 28 年 12 月 15 日 〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 株式会社堀口オフィス TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

登記申請には「株主リスト」の添付が必要です

商業登記規則の改正により、平成28年10月1日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の一定の登記申請に際して、「株主リスト」の添付が義務付けられています。

- ◆株主リストの添付が必要となる場合 登記事項につき、株主総会の決議(種類株主総会の決議)等が必要な場合
- ◆株主リストの記載事項(記載例は法務省 HP で公開されています。)
 - ・議決権数の上位10名の株主
 - ・議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主について、
 - ・氏名又は名称
 - 住所
 - ・株式数 (種類株式の種類及び数)
 - 議決権数
 - 議決権割合

を記載し、代表者が証明する必要があります。

適正なリストの添付が無い場合、登記申請の却下事由に該当し、申請が却下 されることが考えられますので注意が必要です。

